

○飯山市水道料金等審議会条例（昭和54年飯山市条例第36号）

---

（設置）

第1条 飯山市の水道料金等の適正な改定を図り、もって市民生活の安定及び向上に資するため、飯山市水道料金等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 審議会は次に掲げる水道料金等について、市長の諮問に応じて調査審議するものとする。

- （1） 飯山市水道条例（平成10年飯山市条例第8号）第27条に規定する料金
- （2） 飯山市簡易水道等条例（昭和43年飯山市条例第22号）第3条に規定する料金。ただし、飯山市旭北部簡易水道に係る料金を除く。
- （3） 飯山市斑尾高原簡易水道条例（昭和47年飯山市条例第26号）第3条に規定する料金
- （4） 飯山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成12年飯山市条例第16号）第24条に規定する手数料
- （5） 飯山市営住宅条例（平成9年飯山市条例第27号）第14条に規定する家賃
- （6） 飯山市下水道条例（平成2年飯山市条例第21号）第23条に規定する使用料
- （7） 飯山市農業集落排水施設条例（平成元年飯山市条例第10号）第14条に規定する使用料
- （8） 飯山市戸別合併処理浄化槽条例（平成19年飯山市条例第22号）第12条に規定する使用料

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、飯山市の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから必要のつど市長が委嘱する。
- 3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（補則）

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。